

豊川市監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年3月30日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（総務部行政課）

監査実施期間 平成29年11月17日から
平成30年 1月25日まで

豊川市監査公表第4号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 資金前渡による現金（賄料及び投票所冷暖房代）の取扱いについて、第三者による確認を行うなど、適正な事務を検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 行政課が団体事務局を所管している豊川市平和都市推進協議会の通帳及び印鑑の管理について、平成27年1月23日付け豊財号外の通知に基づき、適正な管理等に改善されたい。</p>	<p>1 資金前渡による現金の取扱いについて、賄料管理調書及び冷暖房代管理調書に取扱者の記入欄を新たに設け、投票管理者は取扱者による現金の使用状況が適切であることを確認のうえ確認印を押印することとし、複数名で現金の取り扱いが確認できるように様式を改めた。</p> <p>1 豊川市平和都市推進協議会の通帳及び印鑑の管理について、通帳を行政係長が、印鑑を行政課長がそれぞれ管理し、施錠ができる別々の場所で保管することとした。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年3月22日現在のものである。